

川俣町施設予約システムご利用規約

第1条 目的

この規約は、川俣町施設予約システム(以下「システム」という。)を利用して、川俣町(以下「町」という。)の所有する公共施設(以下「施設」という)の予約等の手続きを行うために必要な事項を定めるものです。

第2条 利用規約の同意

システムを利用して施設の予約等の手続きを行うためには、本規約に同意していただくことが必要です。

2 システムの利用者登録をされた方は、本規約に同意したものとみなします。この規約に同意することができない場合は、システムを利用した施設の利用申込等はできません。

第3条 登録対象者

利用者登録をすることができるのは、次のいずれにも該当する者です。

- ① 団体(団体構成人数については、それぞれの施設において定めるものとします。)
- ② 満15歳以上(中学生を除く)の方が代表者の団体
- ③ 予約情報返信用のインターネットメールアドレスがある団体

2 利用者登録を行う方が未成年であるときは、その保護者の同意を得なければなりません。

第4条 利用者登録の申請

施設の使用に係る手続きを行うためにシステムの利用を希望する者(以下「登録申請者」という。)は、事前に、町に対し、その登録を申請しなければなりません。

2 前項に規定する利用者登録の申請は、施設予約システムを通して行うものとします。

3 登録の申請は団体の利用責任者が行うものとします。

4 利用者登録の申請を行うものが暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員という。)又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。)に該当すると認められる場合は、登録の申請を拒否することがあります。

第5条 利用者情報の登録内容

登録申請者は、次に掲げる事項をシステムに登録するものとします。

- ① 団体名
- ② 団体名(かな)
- ③ 代表者名
- ④ 代表者名(かな)
- ⑤ 代表者郵便番号
- ⑥ 代表者住所
- ⑦ 代表者電話番号
- ⑧ 利用責任者名
- ⑨ 利用責任者(かな)
- ⑩ 利用責任者郵便番号
- ⑪ 利用責任者住所
- ⑫ 利用責任者電話番号
- ⑬ メールアドレス
- ⑭ 施設利用目的
- ⑮ 団体区分
- ⑯ 利用施設

2 対象施設が必要と認めた場合は、第1項に規定する以外の事項の登録を求めることができます。

第6条 登録の承認

町は、前条の規定により登録申請を受け付けた場合、必要事項を調査のうえ、登録の承認を行います。

2 町は、登録の承認を行った際には、登録者ごとに下記の事項を利用者アカウントとして登録し、登録申請者に伝達します。

- ① 登録番号
- ② パスワード

3 登録申請者は、登録番号およびパスワードを他人に知られることのないよう適切に管理してください

4 登録申請者は、他人に登録番号及びパスワードを譲渡し、又は貸与してはなりません。登録番号及びパスワードにより行われた予約等については、登録者本人により行われたものとみなします。

第7条 費用

登録申請に要する費用は、無料です。

2 システムを利用するに当たって必要とする装置、ソフトウェアおよびインターネット接続等に関する費用その他一切の費用は、登録申請者の負担とします。

第8条 施設利用手続き

登録申請者は、施設予約システムの利用にあたっては、登録番号、パスワードを入力することにより、次の手続きを行うことができます。

- ① 登録した施設利用に係る予約申し込み
- ② 予約申し込みの取り消し
- ③ 予約申し込み状況の確認

2 施設利用手続きに関しては登録申請者が行わなければなりません。

3 天災地変、通信混雑その他のやむを得ない事由により第1項の手続きができなかった場合、町はその責を負いません。

第9条 登録事項の変更

登録申請者は、第5条に規定する登録事項に変更が生じた場合、またはその登録を廃止しようとする場合は、遅滞なく町に届出てください。

2 前項の届け出がないために、町からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到達するべきときに登録申請者に到着したものとみなします。

3 町は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)または、外国人登録法(昭和27年法律第125号)による届出等により、第5条に規定する事項に変更があると知ったときは、第1項の規定にかかわらず、当該事項について職権で修正することができるものとします。

第10条 登録資格の喪失

登録申請者が登録廃止手続きを行った場合、または次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の資格を失うものとします。

- ① 虚偽の申請をした場合
- ② 施設の監理規則等または本規約に重大な違反をした場合
- ③ 住所変更の届け出を怠る等、登録申請者の責めに帰すべき事由により、町が登録者への通知・連絡を行うことができないと判断した場合
- ④ システムの運営を故意に破壊または妨害した場合
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、町が登録申請者として不適格と認めた場合

第11条 施設使用申請

システムを利用して、第8条の手続きを行った場合は、各施設の管理規則等に基づき

使用の許可申請を行い、使用許可書の交付受けてください。

2 システムを利用し施設利用の予約を行ってから、各施設の管理規則等に規定する日までに前項の使用許可申請が行われない場合、町が予約の取り消しを行う場合があります。

第12条 規約の変更

町は、必要があると認めるときは、利用者に事前の通知を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項を変更し、または新たな条項を追加できることとし、利用者は利用の都度、この規約の確認を行うこととします。

2 町は、前項の規定に関するもののうち、特に必要と認めるものについて、システムにより登録申請者に周知するものとします。

第13条 その他

1 町は、その他必要な事項については、別に定めることができる。